

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 人権啓発推進員の育成事業

2 契約の相手方

令和元年 人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体

3 随意契約理由

本件契約は、人権啓発活動の担い手として活動している人権啓発推進員が、各区・地域での人権啓発活動において、より一層活躍できるよう、推進員の育成を目的とする事業について、事業者「効果的な研修内容・手法により、推進員が傾聴・会話手法等のスキルアップや最新の人権知識を習得し、人権啓発活動に役立て活用する」といった成果を上げるために、最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

令和元年 人権啓発推進員の育成事業業務委託共同体は、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同団体と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）